

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（給料等支給明細書等の電子化特集号） 2024年5月7日発行 NO.671

「給与等支給明細書等の電子交付みなし承諾 について」に関する提示と質問・回答

私たち東学は、去る2022年1月14日と6月20日の2回にわたって給与支給明細書等の電子化に関する要求書を提出いたしました。今回、「給与等支給明細書等の電子交付みなし承諾について」と題する通知文を受けて、いくつかの質問を行いました。

言うまでもなく、給与支給事務は、小中学校の事務職員の重要な職務の1つで、給与明細の電子化は労働条件の変更です。今回の電子化で、給与明細書の印刷、封入、仕分け、配布（手渡し）等の作業が、不要となるものと考えていましたが、現実はそうではないようです。明細書を紙で打ち出したり、一旦電子化しても、また紙に戻したりする事例もあります。なお、都教委のいう「原則」からは外れますが、学校現場で事務職員は、給料支給日以前（2・3日前の明細書が学校に届いた時点で）に、教職員に配布（手渡し）している事例が多いようです。

給与等支給明細書等の電子交付みなし承諾に ついて（都教委提示）

■承諾のみなし規定新設（令和5年度税制改正）

給与等の支給明細の電子化には本人の承諾が必須

＜所得税法第231条第2項＞

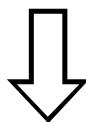
⇒承諾しない教職員は紙明細 電子化率：約20%

（R6. 3時点）

新設 期間内に未回答の場合、電子化を承諾したものとみなす

＜所得税法施行規則第95条の2第2項＞

システム上の意思表示により紙明細の継続も可能



令和6年度にTEMSで給与等の支給をしている教職員に実施

⇒①事務職員の負担軽減 ②ペーパーレスの実現

■みなし承諾の実施スケジュール（令和6年度予定）

周知期間 5月から7月 5月1日現在在職の全教職員を対象

本人意思確認期間 7月から9月例月

（紙明細にみなし承諾の詳細を印字）

3か月間意思表示がない場合 ⇒みなし承諾

番号	東学の質問	人事給与情報課の回答
1	「電子化率:20%」とありますが、先行して導入されている教育庁での電子化率は、どれくらいか。	恐れ入りますが、教育庁においては総務局のシステムを使用しているため電子化率を把握していません。
2	一旦は電子化を申し込んでも、その後紙に戻している事例もあると思うが、その件数、割合はどれくらいか。	恐れ入りますが、該当項目について集計していません。
3	文書にある「連絡会」とは、何を指すのか。	都立学校長連絡会や指導室課長連絡会を指しています。
4	紙での配布の場合、支給明細書を教職員に手渡す時期は、いつが適切と考えるか。15日の給料支給日以前に手渡しする事例をどう考えるか。	支給明細書は支給日に配付するのが原則です。支給額等に誤りがないかを給与事務担当者に確認していただくため、又、給与支給日に支給明細書を配布していただくため、給与支給日の数日前に納品しています。
5	紙の明細書の場合の前もって配布(手渡し)、年輩者のパソコンやスマホで見ることの面倒さ、電子化されても紙で打ち出すなどが、電子化を利用しない理由(一旦は電子化しても、紙に戻す)となっていようである。電子化が普及するには時間がかかると考えるが、どうか。	時間や場所を問わず支給明細書を確認できる、データでの保管が容易になる等、電子交付にはメリットがあるため、普及していくものと考えます。
6	電子化への移行にあたっては、教職員に丁寧な説明を行い、周知を徹底させることが必要であると考えますが、どうか。	意思確認の際には事前に紙の支給明細書に内容を記載する等、周知を図っていきます。
7	最後に、今回の「みなし承諾」が、学校の事務担当者の負担増とならないようにすることを要望する。	電子交付により紙の支給明細書の配布が不要となり、学校の事務担当者の負担減や事故防止に資すると考えていますので、御協力をお願いします。

給与支給事務を始めとする総務事務と学校事務職員 かつては主要な業務でしたが・・・

都費事務職員の共通職務は、給与・旅費・福利厚生です。かつて、電算化が進められる以前は、給与支給事務は総務事務の代表的な業務でした。給与計算は手書きであり、支給は現金支給でした。年末調整事務などは、大変な作業だったと聞いています。給与の振り込みも、導入当初は現金支給も多く、銀行やコンビニエンスストアでの自動振替が広がって、ようやく全額を振り込むことにつながりました。かつては最寄りの金融機関まで複数人で受領、鍵のかかる部屋で仕分け、給料袋に詰め込み、一人一人から捺印・手渡し。現状では、事務職員にとって、給与支給事務は、主要な業務ではなくなりつつあります。

学校事務の学校財務への重点的な移行を

学校事務職員の職務は、総務事務が電算化されて業務量が軽減されると、学校財務へ重点が移行せざるを得ません。市町村教育委員会では、都費事務職員に市町村の業務である財務事務を担わせることに抵抗をもつ地区も、多摩地区ではあるようです。公費予算をやりくりするだけでなく、やむを得ずに学校徴収金(私費会計)をも担う事務職員もいます。学校に関わる経費は、すべて公費によって賄うことが原則です。学校給食費や教材費を公会計化し、その先に無償化を展望します。現在、23区や多摩地区の一部で進められている学校給食費の無償化や品川区や中野区での教材費の無償化に注目しています。